

音更町・帯広大谷短期大学地域連携連絡会要綱

(設置)

第1条 帯広大谷短期大学（以下「短大」という。）が音更町を対象地域として地域を志向した教育・研究・社会貢献活動を推進するに当たり、音更町と短大が平成22年10月8日に締結した「音更町と帯広大谷短期大学との連携に関する協定書」に基づき、連携、協働して地域再生・活性化などに取り組むための具体的な検討を行う対話の場として、「音更町・帯広大谷短期大学地域連携連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(組織)

第2条 連絡会は、短大教職員と音更町職員若干名を以て構成し、構成員は別表のとおりとする。

2 構成員の中から、座長及び副座長を選出する。

(事務局及び事務局員の設置)

第3条 連絡会の事務局は短大に置く。

2 連絡会の事務局員として短大の事務職員及び音更町職員から選出する。

3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(会議)

第4条 会議は、座長がこれを招集する。

2 会議は、過半数の出席により成立する。

(所掌事項)

第5条 連絡会は、次の掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 地域の課題を克服し、持続可能なまちづくりの実現に関すること。
- (2) 地域に潜在している問題の発見・課題化に関すること。
- (3) 短大の教育・研究・社会貢献活動に対する地域志向の推進に関すること。
- (4) 短大の教育課程に対する地域資源の利・活用等に関すること。
- (5) その他、必要と認められる事項に関すること。

(設置期間)

第6条 連絡会は、平成25年4月24日から設置し、短大、音更町双方のいずれかの申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第7条 この要綱に定めのない事項については、短大、音更町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。